

北海道議会議員の定数・選挙区の見直し (北海道議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例)の概要

1 改正の趣旨

公職選挙法の改正に伴い、すべての選挙区（名称・区域）を条例で定めるとともに、本道における人口減少の状況及び行財政改革への取組み等に鑑み、総定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について所要の改正を行ったものです。

2 改正条例の概要

(1) 総定数の見直し

104人 → 101人

(2) 選挙区の名称

すべての選挙区の名称を、次のとおり定めます。

選挙区の種別	名称	具体的な例	
		区域	名称
政令市の区の区域	札幌市●●区	札幌市中央区	札幌市中央区
単独の市の区域	●●市	釧路市	釧路市
町村で構成する区域	●●地域	釧路総合振興局所管区域	釧路地域
市+町村で構成する区域	●●地域	石狩市+石狩振興局所管区域	石狩地域

(3) 選挙区の区割りの見直し

① 選挙区の数

48選挙区 → 47選挙区

② 選挙区の変更

特例選挙区の留萌市及び紋別市の2選挙区は、改正後の公職選挙法（以下「改正法」という。）第15条第2項に基づき、それぞれ隣接する留萌地域及びオホーツクの西地域と合せ一選挙区とします。

なお、改正法の選挙区設定において、他の市町村の区域を合わせる場合には、「隣接」を要件としているものの、現行の飛地選挙区については、区域に変更がない限りそのまま維持することが可能とする経過措置が設けられています（改正法附則第3条本文）が、オホーツク地域については、紋別市を強制合区することに伴い、区域に変更が生じるため、「オホーツク東地域」と「オホーツク西地域」の2つの選挙区を設定するものです。

(4) 特例選挙区の設定

美唄市は、選挙区の人口が議員一人当たり人口の半数に達しないため、本来は隣接する他の市町村と合区しなければなりません。諸般の要素を考慮し、改正法271条の特例措置を適用し、「特例選挙区」として存置します。

(5) 飛地選挙区の経過措置適用

現行「飛地」をなしている選挙区のうち、区域に変更のない4地域選挙区（胆振、渡島、檜山、釧路）は、改正法附則3条本文の経過措置を適用し、そのまま維持します。

(6) 各選挙区において選挙すべき議員の数の見直し

一票の較差と逆転現象の是正、地域間の均衡を図るため、各選挙区の定数を見直しました。定数を改正した選挙区は、次のとおりです。

選挙区	定数が増える選挙区			定数が減る選挙区			
	改正前	改正後	増減	選挙区	改正前	改正後	増減
岩見沢市	1	2	▲1	留萌市	1	0	▲1
千歳市	1	2	▲1	紋別市	1	0	▲1
				函館市	6	5	▲1
				後志地域	3	2	▲1
				胆振地域	2	1	▲1
				釧路地域	2	1	▲1

3 施行期日等

改正条例は、改正法に合わせ平成27年3月1日から施行されます。

なお、改正条例による定数・選挙区は、平成27年4月に予定されている一般選挙から適用されます。

4 改正後の全選挙区（名称・区域・議員の数）

（平成27年4月一般選挙から適用）

選挙区の名称	選挙区の区域	議員の数	備考
札幌市中央区	札幌市中央区	3人	
札幌市北区	札幌市北区	4人	
札幌市東区	札幌市東区	4人	
札幌市白石区	札幌市白石区	3人	
札幌市厚別区	札幌市厚別区	2人	
札幌市豊平区	札幌市豊平区	3人	
札幌市清田区	札幌市清田区	2人	
札幌市南区	札幌市南区	2人	
札幌市西区	札幌市西区	3人	
札幌市手稲区	札幌市手稲区	2人	
函館市	函館市	5人	
小樽市	小樽市	3人	
旭川市	旭川市	6人	
室蘭市	室蘭市	2人	
釧路市	釧路市	4人	
帯広市	帯広市	3人	
北見市	北見市	2人	
岩見沢市	岩見沢市	2人	
網走市	網走市	1人	
苫小牧市	苫小牧市	3人	
稚内市	稚内市	1人	
美唄市	美唄市	1人	特例措置
江別市	江別市	2人	
名寄市	名寄市	1人	
根室市	根室市	1人	
千歳市	千歳市	2人	
滝川市	滝川市	1人	
登別市	登別市	1人	
恵庭市	恵庭市	1人	
伊達市	伊達市	1人	
北広島市	北広島市	1人	
北斗市	北斗市	1人	
空知地域	夕張市、芦別市、赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、深川市、空知総合振興局の各町	4人	強制合区
石狩地域	石狩市、石狩振興局の各町村	2人	
後志地域	後志総合振興局の各町村	2人	
胆振地域	胆振総合振興局の各町	1人	飛地
日高地域	日高振興局の各町	2人	
渡島地域	渡島総合振興局の各町	2人	飛地
檜山地域	檜山振興局の各町	1人	飛地
上川地域	士別市、富良野市、上川総合振興局の各町村	3人	強制合区
留萌地域	留萌市、留萌振興局の各町村	1人	強制合区
宗谷地域	宗谷総合振興局の各町村	1人	
オホーツク東地域	美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町及び大空町	1人	
オホーツク西地域	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村及び雄武町	2人	強制合区
十勝地域	十勝総合振興局の各町村	4人	
釧路地域	釧路総合振興局の各町村	1人	飛地
根室地域	根室振興局の各町村	1人	
計		101人	

※ 「特例措置」：改正法271条適用の選挙区。

※ 「強制合区」：改正法15条2項適用の選挙区。

なお、「石狩地域」については、石狩市の人口が「議員一人当たりの人口」を上回るため、強制合区ではなく、改正法15条1項の「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」に該当する。

※ 「飛地」：改正法附則3条の経過措置適用の選挙区。

北海道議会議員選挙区(改正後)

